

第116回新生ふくしま復興推進本部会議
第27回福島イノベーション・コースト構想推進本部会議 合同会議 議事録

- 日時：令和4年8月18日（木）16：30～16：40
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

【鈴木副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議の合同会議を開催いたします。

早速、議題の1つ目、「福島復興再生基本方針（案）について」、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1-1を御覧ください。今年5月の福島特措法改正に伴いまして、法に基づき国が策定する「福島復興再生基本方針」につきましても、復興の状況等を踏まえ、改定されることとなりました。改定後の各取組の概要等は、参考資料1に記載しておりますが、主な改定箇所は、ALPS処理水に係る取組、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に係る取組、福島国際研究教育機構の設立などであります。

これまで、主な改定箇所を中心に国と幾度も重ねてきた協議を踏まえ、今月8日に改定案が正式に示され、法第5条第4項に基づき、福島県知事の意見が求められているところです。

本基本方針案の全体構成につきましては、資料左側のとおり、第1部が原子力災害からの福島の復興・再生、第2部が避難指示・解除区域の復興・再生、第3部が福島全域の復興・再生の3部構成となっており、広範な分野において、今後の福島の復興・再生に必要な施策が盛り込まれております。

本日まで、県内59市町村すべてから意見を伺った上で、改定箇所を含めた本基本方針案全体に対する県知事意見の案を資料右側のとおり取りまとめました。国に対し、1. 本方針（案）に基づく施策実施に必要な予算の確保、2. 避難指示・解除区域の復興・再生、3. 福島全域での、安心して暮らすことのできる生活環境の実現、4. 福島イノベーション・コースト構想の推進等、5. その他福島の復興・再生を推進するための措置について、記載の遵守と確実な実施等を意見したいと考えております。

また、本方針に即して県が作成する福島復興再生計画についても改定したいと考えており、改めてお諮りさせていただく予定であります。

引き続き、本基本方針に基づく施策について、国・市町村等と連携を密にし、

着実に実施するとともに、全庁一丸となって復興・再生に取り組んでまいります。

【鈴木副知事】

今の説明に関して何かありますか。なければ、知事からお願いいたします。

【知事】

震災から11年が経過をする中、本県の復興・再生の要である福島復興再生特別措置法、基本方針、再生計画に基づく様々な措置、取組によって、福島の復興は着実に前進してきました。

一方で、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題など、本県はいまだ多くの困難を抱えており、地域によって復興のステージ、直面する課題も異なっています。今回の改定案の策定に当たっては、復興庁を始め、関係の皆さんにはこうした本県の実情を真摯に受け止めていただきました。

福島県の復興・再生は、これからも長く厳しい戦いが続きます。このため、政府においては、今回提出する意見を踏まえ、新しい基本方針に基づく施策等を確実に実施していただくことが不可欠です。そのため、今後速やかに基本方針を閣議決定していただくとともに、引き続き、被災地に寄り添い、県、市町村、関係機関と一丸となって、復興・再生を進めることが重要です。

皆さんも、この新たな基本方針を基に、復興が更に加速をしていくよう、国、市町村等と連携をして取組を進めてください。

【鈴木副知事】

次に、議題の2つ目、「福島復興再生特別措置法『新産業創出等研究開発基本計画（案）』について」、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料2-1を御覧ください。今年5月の福島特措法改正において、「福島国際研究教育機構」がその中核的な役割を担うよう定める「新産業創出等研究開発基本計画」を、国が、新たに策定することが位置付けられました。この基本計画につきましても、今年5日に復興庁から案が示され、法第90条第5項に基づき、福島県知事の意見が求められているところであります。

基本計画案の構成につきましては、資料の左下にあるとおり、「はじめに」として、計画の位置付けや、現状・課題解決に向けた取組について記載されており、次に「施策についての基本的な方針」、次に「総合的かつ計画的に講ず

べき施策」では、「ロボット」、「農林水産業」、「エネルギー」、「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」及び「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の5分野における研究開発等が示されております。最後に、「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」が記載されております。

詳細につきましては、参考資料2として、国の公表資料を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

県知事意見につきましては、市町村から聴取した意見も踏まえ、資料2-1右側のとおり、国に対し、福島・東北の復興はもとより、日本・世界の課題解決にも貢献できるよう、基本構想、基本計画の早期具現化等、連携体制の構築等による取組の展開、福島の課題解決に向けた研究開発の推進とその成果の波及等、中長期の研究開発等を支援する体制整備、機構施設の円滑な整備とまちづくりへの支援について、確実な実施等を意見したいと考えております。

引き続き、本基本計画に基づく研究開発等により、福島国際研究教育機構が、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となるよう、国や市町村等と連携して取り組んでまいります

【鈴木副知事】

ただ今の説明に関して何かありますか。なければ、知事からお願いいたします。

【知事】

来年の春に浜通り地域等に設立が予定をされている「福島国際研究教育機構」は、本県、東北の復興を進めて行く上で、夢や希望となるものであり、また、日本、世界の課題解決にも貢献する、世界に冠たる「創造的復興の拠点」となるものです。今回の基本計画には、機構が中核を担う研究開発や、その産業化、人材育成等が示されており、機構の具体化に向けて重要な一步となります。

今後、機構が、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる機能を十分に果たし、日本・世界の課題解決につなげていくためにも、政府においては、今回提出する意見を踏まえ、基本計画を確実に実施をしていただくことが重要です。本県や地域の関係機関、地元の産業界、教育機関等と連携をし、取組が前進していくことを期待しています。

皆さんも、機構がその機能を十分に発揮し、効果を地域に還元することができるよう国、市町村、関係機関等と連携して取組を進めてください。

【鈴木副知事】

以上で、合同会議を終了します。